

神戸市日中一時支援（日帰り利用）事業実施要綱

平成 18 年 9 月 29 日制定

神戸市保健福祉局長決定

（目的）

第 1 条 この要綱は、居宅において障害者等の介護を行う者が疾病や冠婚葬祭等により、一時的に居宅での障害者等の介護が困難となった場合等に、障害者支援施設その他の施設において、日中、当該障害者等に活動の場を提供し、もって障害者等及びその家族の福祉の向上に寄与することを目的として、神戸市日中一時支援（日帰り利用）事業（以下「本事業」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第 2 条 本事業の対象者は、神戸市内在住で、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当する者とする。

- （1） 障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する障害児
- （2） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）による障害支援区分が 1 以上と認定された障害者

（事業の内容）

第 3 条 本事業の内容は、日中、障害者支援施設その他の施設において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うこととする。

（利用の手続き）

第 4 条 本事業の利用を希望する障害者又は障害児の保護者は、当該対象者の居住地を所管する福祉事務所長に本事業利用に係る申請の手続きを行うものとする。この場合において、法第 28 条第 1 項第 7 号に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）に係る介護給付費支給申請を行ったときは、本事業の申請を行ったものとみなす。

（利用決定）

第 5 条 福祉事務所長より短期入所に係る介護給付費の支給決定を受けたときは、本事業の利用決定を受けたものとみなす。

（利用日数）

第 6 条 本事業の利用日数は、短期入所の支給決定に係る支給量から短期入所の利用日数を差し引いた日数とする。

- 2 本事業の利用については、1 日あたり 4 時間未満の利用であれば 1 / 4 日、4 時間以上 8 時間未満の利用であれば 2 / 4 日、8 時間以上の利用であれば 3 / 4 日をそれぞれ利用したものとす。

（利用期間）

第 7 条 本事業の利用期間は、短期入所の支給決定に係る支給期間とする。

(利用契約の締結)

第8条 本事業の利用決定を受けた者は、本事業を利用しようとするときには、短期入所に係る受給者証を次条に規定する認定事業者に提示し、利用契約を締結しなければならない。

(実施主体)

第9条 本事業は、法第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者として、短期入所事業若しくは生活介護事業の指定を受けている者で市長が適当と認めたもの（以下「認定事業者」という。）が行うものとする。

(認定事業者の認定)

第10条 認定事業者の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書により市長に申請しなければならない。

(認定事業者の認定の要件)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定事業者の認定を行わない。

- (1) 申請者が第15条に規定する職員体制及び第16条に規定する設備要件を満たしていないとき。
- (2) 申請者が、法人で、その役員又はその日中一時支援（日帰り利用）事業所を管理する者（以下「役員等」という。）のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者のあるものであるとき。
- (3) 申請者が、法人で、その役員等のうちに、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者のあるものであるとき。
- (4) 申請者が、法人で、その役員等のうちに、労働に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者のあるものであるとき。

2 認定事業者の認定は、本事業を行う事業所（以下単に「事業所」という。）ごとに行う。

(短期入所事業との関係)

第12条 指定短期入所事業者は、認定事業者の認定を受けることにより短期入所事業と本事業を一体的に実施することができる。

2 前項の規定により、短期入所事業を一体的に実施する認定事業者は、短期入所事業の利用定員から短期入所事業の実利用人数を差し引いた人数を限度に本事業の利用者（本事業を利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）の受け入れができるものとする。

(生活介護事業との関係)

第13条 指定生活介護事業者が、生活介護事業と本事業を一体的に実施する時には、当該スペースとの共用はできないので、別に第15条に規定する職員を配置させ、別途第16条に規定する設備を設けることとする。

(神戸市日中一時支援（障害児タイムケア事業）との関係)

第14条 削除

(職員体制)

第 15 条 認定事業者は、本事業を実施するにあたり、事業所ごとに次の職員を配置するものとする。

- (1) 管理者 1名
- (2) 利用者の処遇に係る知識及び技術を有する指導員 利用者の数を 7.5 で除して得た数（小数点未満は切り上げる。）以上
- (3) その他必要な職員

2 前項の管理者は、本事業の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第 16 条 事業所は、育成室、手洗い場、便所のほか本事業の実施に必要な設備を有するものとする。

- 2 前項に規定する設備は、専ら本事業の用に供するものでなければならない。ただし、本事業の実施に支障がない場合は、この限りでない。
- 3 育成室については、その面積を利用定員で除した面積が概ね 3.3 m²以上であることとする。

(認定の更新)

第 17 条 認定事業者の認定は、市長に対し 6 年ごとに認定の更新手続きを行わなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(変更の届出等)

第 18 条 認定事業者は、事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所、定款、寄附行為等及び登記事項証明書等、事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所、並びに運営規程に変更があったときは、10 日以内に別に定める「変更届」により、市長に届け出なければならない。

- 2 認定事業者は、認定に係る本事業を廃止し、又は休止しようとするときはその廃止又は休止の日の 1 月前までに、休止した当該事業を再開したときは 10 日以内に、別に定める「廃止・休止・再開届」により、市長に届け出なければならない。

(認定事業者の責務)

第 19 条 認定事業者は、利用契約を締結する場合は、あらかじめ相手方に対し、当該事業所の運営規定の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の重要事項について、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、文書を交付して説明を行わなければならない。

(秘密の保持)

第 20 条 本事業に従事する者は、個人情報保護に万全を期すものとし、在職中及び退職後においても、業務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 認定事業者は、本事業に係る個人情報の漏洩、滅失又は改ざんの防止、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(日中一時支援費の補助)

第 21 条 市長は、認定事業者が本事業に係るサービスを利用者に提供したときは、認定事業者の請求に基づき日中一時支援（日帰り利用）費（以下「日中一時支援費」という。）を補助する。

- 2 日中一時支援費の額は、別に定める額の 100 分の 90 に相当する額とする。ただし、法施行令第 17 条第 1 項第 4 号に該当する者のうち、短期入所の支給決定を受けた者については、100 分の 100 に相当する額とする。
- 3 認定事業者は、利用実績のあった翌月 10 日までに別に定める請求書、請求明細書及びサービス提供実績記録票を市長に提出し、日中一時支援費の請求を行うものとする。
- 4 市長は、認定事業者より、前項の請求があったときは、審査のうえ、請求月の翌月末に当該日中一時支援費を支払うものとする。

(調査及び指導監査)

第 22 条 市長は、利用者等の福祉及び日中一時支援費の支給に関して必要があると認めるときは、認定事業者又はその従業員その他本事業に携わる者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は本市の職員に質問若しくは照会をさせることができる。

- 2 認定事業者は、前項の規定に基づき市長が定期又は随時に行う調査並びに指導監査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 前項の調査又は指導監査を行うときは、本市の職員は身分証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(認定事業者の認定の取消し等)

第 23 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、認定事業者に係る認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 第 15 条に規定する職員体制及び第 16 条に規定する設備要件を満たすことができなくなったとき。
 - (2) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
 - (3) 日中一時支援費の請求に関し不正があったとき。
 - (4) 認定事業者又はその従業員その他本事業に携わる者が、前条第 1 項の規定により、物件の提出若しくは提示を求められてもこれに応じず、同項に規定する質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第 2 項の規定による指導監査に協力せず、又は同項に規定する指導若しくは助言に従って必要な改善を行わないとき。
 - (5) 認定事業者が、不正の手段により第 10 条の認定を受けたとき。
 - (6) その他市長が必要と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により認定の取消し等を行ったときは、当該事業者に対し、文書で通知する。

(その他)

第 24 条 本事業の実施は、短期入所事業所、生活介護事業所等本体施設との併設を原則とし、本事業単独での実施はできないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(認定事業者の認定の特例)

2 施行日前日において現に障害者自立支援法第 29 条第 1 項の規定による指定障害福祉サービス事業者として、指定短期入所事業の指定を受けている者であって、日帰り利用を実施していた者は、施行日に、認定事業者として本事業の認定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。